

○吹田市子ども・子育て支援法施行条例

平成26年9月30日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年吹田市条例第21号）に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第1章及び第3章（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る部分に限る。）に定めるとおりとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第13条の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- (3) 法第23条第2項若しくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。  
(令和元年10月1日から令和6年9月30日までの間の子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準の特例)
- 2 令和元年9月30日までに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項の規定による届出(次項において「届出」という。)がされた施設のうち、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。)第1条第1号に掲げる施設についての子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号。以下「改正法」という。)附則第4条第2項の条例で定める基準は、同号イ(2)に定める基準とする。
- 3 令和元年10月1日以後に届出がされた施設についての改正法附則第4条第2項の条例で定める基準は、内閣府令第1条に定める基準とする。

附 則(省略)

附 則(令和3年12月21日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月25日条例第14号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。